

## 個人住民税の特別徴収（特納）の納付期限のお知らせ

令和4年5月  
上原会計事務所  
松本市島立 1095 番地 1  
デザインセンタービル 2F  
TEL 0263-88-2514

市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例を受けているお客様へお知らせです。

令和3年12月から令和4年5月分の納付期限が、6月10日（金） となっております。

いまから納税資金の準備をお願いいたします。

\* 市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例とは・・・

<対象>

給与の支払を受ける者が常時10人未満である特別徴収義務者であって、申請により所轄庁の承認を受けた事業所

<概要>

給与の支払の際に徴収した特別徴収税額を年2回に分けて納入することができるものです。

（納期限）

・6月分から11月分・・・12月10日

・12月分から翌5月分・・・6月10日

※納期限と金融機関の休業日が重なる場合はその翌日が納期限になります。

ご不明な点などございましたら、お気軽にご質問ください。